

平成30年2月13日

各支給認定保護者の皆様

さくらだこども園 園長

平成28年度施設型給付費等に係る法定代理受領額について（お知らせ）

平成27年度4月から開始された子ども・子育て支援新制度では、保育所等に対する新たな財政支援の仕組みとして「施設型給付」の制度が創設されました。

支給認定を受けた子どもの教育・保育に要する費用は、本来、支給認定を受けた方（保護者）に対して給付されるものですが、確実に子どもの教育・保育に要する費用に充てるため、子ども子育て支援法に基づき、施設が保護者の皆様に代わり給付費を受領する制度（法定代理受領制度）となっております。

また、施設型給付費を法定代理受領した場合には、子ども子育て支援法により、その金額等を保護者の皆様に対し通知することが定められております。

このようなことから平成28年度に本園が受領した実績額について別添のとおりお知らせいたします。

なお、法定代理受領した施設型給付費の額は、別添に示した公定価格（子どもの教育や保育に通常かかる費用）から、各月の利用者負担額を差し引いた金額となります。

具体的な額などをお知りになりたい場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

※ このたびの通知は、あくまで各施設が受領した実績額を報告するものであり、これにより利用者負担額の支払い等の変更が生じるものではありません。

問合せ先

久喜市保育課 事業係 佐藤

TEL：0480-22-1111

内 線：3323